

半田農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

なお、同法第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月21日

半田市長 久世孝宏

1 第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出はありません。

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

半田市役所 市民経済部産業課

半田市東洋町二丁目1番地

変更後の農業振興地域整備計画書

1 農用地利用計画

単位：ha

総面積	農地	採草放牧地	農業用施設用地	混牧林地
728	668		60	

2 農用地区域内の土地の現況

単位：ha

総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		田	畠	樹園地	採草放牧地				
728	613	434	175	4			60	17	38